

大会参加チームのユニフォームの規定について

- 1 ユニフォーム・パンツ・ソックスの色とデザインは、チームで統一されなければならない。(競技規則より)
- 2 ユニフォームには1番から18番までのナンバー(1番から12番が望ましい)が付けられなければならない。(やむをえない場合は99番まで付けることができる)ナンバーはユニフォームの胸部と背部の中央に、ユニフォームと対照的な色と明るさで付けなければならない。ナンバーの高さは胸部が10cm～15cm、背部が15cm～20cmで、字幅は最小限2cmである。(競技規則より)
- 3 チーム・キャプテンは胸のナンバーの下に、長さ8cm、幅2cmのマーク(ユニフォームと異なった色)を付けていなければならない。(競技規則より)
- 4 他の競技者と異なった色のユニフォームを着用することは(リベロプレーヤーを除く)禁止される。(競技規則より)
- 5 ユニフォームには正式な学校名またはその略称を、胸部か背部に付ける。(JVA競技要項による)略称は、明らかに正式な学校名がわかるものとする。
特にナンバースクールや、学校名に東西南北のついている学校においては、区市町村名が明確であること。
〔例〕 板橋区立第一中学校 → 板橋一 ○
→ ITABASHI 1 ○
→ 板一 ×
江東区立第二南砂中学校 → 第二南砂 ○
→ 二南 ×
→ になん ×
- 6 ユニフォームに都道府県名を付ける場合は、左右どちらかの袖一カ所とする。
- 7 上記2～6以外のものでユニフォームに付けられるものは校章のみとする。ただし、胸部のみとする。
〔特例〕 正式に申し入れがあり協議の上認められた北海道の地図の形のマークは、北海道のチームのみ袖に付けることができる。ただし、「北海道」、あるいは「HOKKAIDO」などの文字を入れるものとする。
- 8 試合中ベンチに入るチーム役員は、ネクタイをしてジャケットを着用するか、統一されたトレーニングウェアを着用しなければならない。監督がジャケットを着てコーチがトレーニングウェアを着てもよい。(JVA競技要項による)
- 9 パンツの下からはみ出るようなスパッツの使用は、個人でも、全員がそろって使用している場合でも禁止する。(JVA競技要項による)
- 10 医療を目的としたサポーターやニーガードについて規制はないが、腰に帯状に巻くサポーター類は、明らかにユニフォームと色が違う場合は、ユニフォームの下に着用する。(JVA競技要項による)
- 11 ハチマキやサポーター類もユニフォームに準ずるものとする。したがって刺繍等は学校名のみとする。